

茨城県在宅医療・介護連携拠点事業

【本事業の内容】

在宅医療は、高齢者のみならず、病気や障害をもつ小児・若年層や難病患者、あるいは通院が困難な患者など、あらゆる年代の人たちを対象とする。近年、疾病構造の変化や高齢化、ＱＯＬ（生活の質）の向上を重視した医療への期待の高まり、さらには、医療技術の進歩による在宅で実施が可能な医療の拡充などにより、在宅医療のニーズは増加し、また多様化している。このため、病気や障害をもつ人たちが安心して住み慣れた場所で自分らしい生活を送るため、医療・介護・福祉が連携し、地域の実情に応じた包括的かつ継続的なサービスの提供が求められている。（第6次茨城県保健医療計画「在宅医療」）

そのため、市町村および医師会等が中心（旗振り役）となり、①多職種協働でネットワークを強化し、在宅療養を支える「土台づくり」、②地域資源を最大限（効率的・効果的）に活用する「仕組みづくり」を構築する。

【在宅医療・介護連携拠点（連携拠点）とは】

在宅医療・介護連携を推進していくにあたり、地域全体を見渡せ、一定の公益性、中立性を有し、関係者間の調整を行うことが重要である。

そのため、地域の実情に応じ、市町村および医師会等職能団体のいずれかを連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築するとともに、人材の育成や普及啓発を実施する拠点とする。

【連携拠点事業とは】

在宅医療・介護を推進するために、医療・介護・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要であり、そのためには、在宅医療において積極的役割を担う医療機関をはじめ、医療・介護・福祉の各事業所の連携（土台づくり・仕組みづくり）とそこに従事する多職種の人材育成（人づくり）を事業として実施する。

【土台づくり（ネットワーク化）】

在宅医療・介護連携拠点は、地域レベルでの協議の「場」作りを行い、次の事業を実施する。

- ア. 多職種同士の顔の見える関係の構築のための「きっかけづくり」として、**意見交換会、協議会等を開催**
- イ. 地域課題を把握するための実態調査として、「**医療・介護従事者**」と「**患者・家族**」の両視点による調査を実施
- ウ. 専門職種に対する資質向上のための「人づくり」として、**研修会、勉強会、視察調査等を実施**
- エ. 地域における課題の共有、課題解消のための取組に対する認識、役割分担などを「見える化」するための「**人づくりに係るテキスト作成**」
- オ. 県民等に対する在宅医療・介護の理解を深めるための「**意識づくり**」として、**講演会、シンポジウム等を実施**

【ネットワークの構築とは】

人：顔なじみ, 相談しやすくなる
組織：恒常的な取り組み
地域：継続的・包括的な取り組み

